

郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 25 日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第37号

郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例

(郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第 1 条 郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第81号）は、廃止する。

(郡山市手数料条例の一部改正)

第 2 条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 8 条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 8 条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
49	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	(略)			49	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（現に開設している健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）を廃止し、又は当該指定介護療養型医療施設の療養病床を減少させて開設する場合の許可を除く。）	(略)		
(略)					(略)				

51	介護保険法第107条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	(略)	51	介護保険法第107条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可 (現に開設している指定介護療養型医療施設を廃止し、又は当該指定介護療養型医療施設の療養病床を減少させて開設する場合の許可を除く。)	(略)
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。